

鯖江広域衛生施設組合告示第2号

鯖江クリーンセンターにおける塵芥処理手数料および再利用品保管施設
における物品売払代金の徴収および収納事務の委託について

地方自治法施行令第158条第1項および鯖江市財務規則第45条第1項の規定により、塵芥処理手数料および物品売払代金の徴収および収納の事務を委託したので、地方自治法施行令第158条第2項および鯖江市財務規則第45条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和7年4月1日

鯖江広域衛生施設組合
管理者 佐々木 勝 久



【塵芥処理手数料】

【物品売払代金】

受託者 荏原環境プラント株式会社 営業第一部 部長 塩原 利康
東京都大田区羽田旭町11番1号
受託期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日
受託場所 鯖江クリーンセンター（計量施設、再利用品保管施設）
福井県鯖江市西番町第15号11番地